

○船舶検査の方法 B 編

別添

○船舶検査の方法 B 編

改 正 案	現 行	備 考
第1章 第1回定期検査等	第1章 第1回定期検査等	(傍線の部分は改正部分)
1.1～1.5 (略)	1.1～1.5 (略)	
1.6 電気設備	1.6 電気設備	
1.6.1 防爆型の電気機器	1.6.1 防爆型の電気機器	
防爆型の電気機器を承認するときは、JIS F 8009「船用防爆電気機器一般通則」又は次表に掲げる JIS 規格若しくは相当する IEC 規格であつて当該機器に適用される防爆構造に関する規定にもとづき爆発試験、引火試験等の試験を行い、それら規格に適合していることを確認すること。	防爆型の電気機器を承認するときは、JIS F 8009「船用防爆電気機器一般通則」、JIS C 60079-0「爆発性霧雨気・第0部:電気機器-一般要件」等当該機器に関する JIS 規格にもとづき爆発試験、引火試験等の試験を行い、それら規格に適合していることを確認すること。 <u>A-1に掲げる公的機関が認定又は承認したものは、確認のための前記爆発試験、引火試験等を省略して差し支えない。</u>	
	1.6.1 の表	
防爆構造の種類	JIS 規格	相当する IEC 規格
防爆構造総則	JIS C 60079-0	IEC 60079-0
耐圧防爆構造	JIS C 60079-1	IEC 60079-1
内圧防爆構造	JIS C 60079-2	IEC 60079-2
砂詰防爆構造	—	IEC 60079-2
油入防爆構造	JIS C 60079-6	IEC 60079-6
安全増防爆構造	JIS C 60079-7	IEC 60079-7
本質安全防爆構造	JIS C 60079-11	IEC 60079-11
タイプ n 防爆構造	JIS C 60079-15	IEC 60079-15
カプセル封じ防爆構造	JIS C 60079-18	IEC 60079-18
備考	防爆構造総則は、全ての防爆構造に係る一般的な事項を規定しています。	
		ただし、独立行政法人労働安全衛生総合研究所「技術指針・工場電気設備防爆指針(国際規格に適合した技術指針-2018)」に基づき当該

<p>機器に適用される防爆構造の規定により防爆構造電気機械器具として型式検定合格証の交付を受けているものについては試験を要せず承認して差し支えない。</p> <p>また、IECEx (IEC 防爆機器規格適合試験制度)により認証機関 (ExCB:Ex Certification Body)から交付された試験成績書(ExTR:Ex Test Report)を受有するものは当該成績書で試験項目及び結果を確認することで、相当する試験の実施を省略して差し支えない。</p>	<p>承認後の検査の方法は、完成品について構造検査を行うこと。なお、次の 1.6.4 及び 1.6.5 に該当するものは、それぞれの試験を行うこと。</p>	<p>1.7・1.8 (略)</p>	<p>1.9 消防設備</p> <p>1.9.1～1.9.4 (略)</p> <p>1.9.5 固定式泡消火装置(消防告示 13 参照)</p> <p>-1. 泡の放出試験</p> <p>固定式泡消火装置の放出試験は、ノズルからタンクの内部等適当な場所で放出し、その放出量(混合液の量)及び膨脹後の体積を計り、所定の膨脹率であることを確かめるとともに放出された混合液を試験管に採取し、混合液のサンプルと色度を比較して混合率が適当であることを確かめる。</p> <p>また、発泡した状態の泡をビーカー等に採取し、その重量及び体積等から倍率を算出してもよい。</p> <p>ただし、附属書 E-8 によりプロトタイプによる泡の放出試験により性能が確認されている場合には、泡の放出試験に代えて、海水の放出試験を行い、プロトタイプで確認した「船上で当該装置の性能を維持するための最低条件」を満足していることを確認することとし、承認する。</p>
			<p>船上での泡放出試験省略</p>

<p><u>1.9.6 固定式高膨脹泡消火装置(消防告示 14 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験 約 1 分間泡を放出し、泡を計測して当該保護区域の最大面積に対して規定の発泡能力以上であることを確かめる。 <u>ただし、附属書 E-8</u> によりプロトタイプによる泡の放出試験により性能が確認されている場合には、泡の放出試験に代えて、海水の放出試験を行い、プロトタイプで確認した「船上で当該装置の性能を維持するための最低条件」を満足していることを確認することとして差し支えな い。</p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p> <p><u>1.9.7、1.9.8 (略)</u></p> <p><u>1.9.9 固定式甲板泡装装置(消防告示 17 及び消防設備規則心得 43-4.0(a) 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。 ただし、附属書 E-8 によりプロトタイプによる泡の放出試験により性能が確認されている場合には、泡の放出試験に代えて、海水の放出試験を行い、プロトタイプで確認した「船上で当該装置の性能を維持するための最低条件」を満足していることを確認することとして差し支えな い。</p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p> <p><u>1.9.10 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置(消防告示 17-2 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。 ただし、附属書 E-8 によりプロトタイプによる泡の放出試験により性能が確認されている場合には、泡の放出試験に代えて、海水の放出試験を行い、プロトタイプで確認した「船上で当該装置の性能を維持するための最低条件」を満足していることを確認することとして差し支えな い。</p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p>	<p><u>1.9.6 固定式高膨脹泡消火装置(消防告示 14 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験 約 1 分間泡を放出し、泡を計測して当該保護区域の最大面積に対して規定の発泡能力以上であることを確かめる。 <u>(新設)</u></p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p> <p><u>1.9.7、1.9.8 (略)</u></p> <p><u>1.9.9 固定式甲板泡装装置(消防設備規則 57-3.1 及び消防告示 17 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。 <u>(新設)</u></p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p> <p><u>1.9.10 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置(消防告示 17-2 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。 <u>(新設)</u></p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p>	<p><u>1.9.6 固定式高膨脹泡消火装置(消防告示 14 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験 船上での泡放出試験省略</p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p> <p><u>1.9.7、1.9.8 (略)</u></p> <p><u>1.9.9 固定式甲板泡装装置(消防設備規則 57-3.1 及び消防告示 17 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。 船上での泡放出試験省略</p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p> <p><u>1.9.10 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置(消防告示 17-2 参照)</u></p> <p>-1. 泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。 船上での泡放出試験省略</p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p>
--	---	---

<p><b>1.9.11 ホースリール式の泡消火装置(消防設備規則心得43-4.0(a)参照)</b></p> <p>(新設)</p> <p>-1. 泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。</p> <p>ただし、附属書 E-8 によりプロトタイプによる泡の放出試験により性能が確認されている場合には、泡の放出試験に代えて、海水の放出試験を行い、プロトタイプで確認した「船上で当該装置の性能を維持するための最低条件」を満足していることを確認することとして差し支えなし</p> <p>-2. 送水管の通水試験を行う。</p>	<p>船上での泡放 出試験省略</p>
---	-------------------------

○船舶検査の方法 S 編  
以下のとおり一部改正する。

改 正 案	現 行	備 考
第 2 章 検査の特例		
2.1 予備検査に合格した物件等の検査	2.1 予備検査に合格した物件等の検査	
2.1.1～2.1.2 (略)	2.1.1～2.1.2 (略)	
2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例	2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例	
1. 特定の事業者が行う船舶電気ぎ装工事に係る検査	1. 特定の事業者が行う船舶電気ぎ装工事に係る検査	
管海官庁から事業場毎に附属書 H-4 の規定に基づき証明書の交付を受けた船舶電気ぎ装工事場が、附属書 H 別記 1.5.工事及び点検の方法に従つて行った当該証明に係る電気機器のぎ装工事(船内供給電圧 500 ボルト未満のものに限る。)については、当該事業者による試験及び検査の成績書の記載内容からその電気ぎ装工事が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、次に掲げる検査について立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 30 日以内に行われた場合に適用する。	管海官庁から事業場毎に附属書 H-4 の規定に基づき証明書の交付を受けた船舶電気ぎ装工事場が、附属書 H 別記 1.5.工事及び点検の方法に従つて行った当該証明に係る電気機器のぎ装工事(船内供給電圧 500 ボルト未満のものに限る。)については、当該事業者による試験及び検査の成績書の記載内容からその電気ぎ装工事が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、次に掲げる検査について立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 30 日以内に行われた場合に適用する。	
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
2. 特定の降下式乗込装置サービス・ステーションにおいて整備された降下式乗込装置の検査	2. 特定の降下式乗込装置サービス・ステーションにおいて整備された降下式乗込装置の検査	
管海官庁から附属書 H-4 の規定に基づき証明書の交付を受けた降下式乗込装置サービス・ステーションにおいて、附属書 H 別記 2.5 に規定される社内整備標準により整備された降下式乗込装置にあっては、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から整備された降下式乗込装置が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、B 編 2.7.9 に定める附属書 F-5.2.2 の検査(第 1 回定期検査又は臨時検査のときに中古品を検査する場合を含む。)について立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱いは、当該整備が船	管海官庁から附属書 H-3 の規定に基づき証明を受けたサービス・ステーションにおいて、附属書 H-3.降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明中別記 4.5.に規定される社内整備基準により整備された降下式乗込装置にあっては、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から整備された降下式乗込装置が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、B 編 2.7.9 に定める附属書 F-5.2.2 の検査(第 1 回定期検査又は臨時検査のときに中古品を検査する場合を含む。)について立会いを省略して差し支え	

<p>船舶検査前 30 日以内に行われた場合に適用する。</p> <p>-3. 特定の GMDSS 設備(GMDSS 航海用具(ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置)並びに GMDSS 救命設備(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスボンダー、持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置及び非常用位置指示無線標識装置))サービス・ステーションにおいて整備された GMDSS 設備の検査</p>	<p>ない。なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 30 日以内に行われた場合に適用する。</p> <p>-3. 特定の GMDSS 設備(GMDSS 航海用具(ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置)並びに GMDSS 救命設備(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トラン스ボンダー、持運び式双方向無線電話装置、固定式双方向無線電話装置及び非常用位置指示無線標識装置))サービス・ステーションにおいて整備された GMDSS 設備の検査</p> <p>管海官庁から附属書 H-4.の規定に基づき証明を受けたサービス・ステーションにおいて、附属書 H-4.GMDSS 設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明中別記 4-5.に規定される社内整備基準により整備された GMDSS 設備については、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から、整備された GMDSS 設備が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、別途定める B 編及び C 編に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 カ月以内に行われた場合に適用する。</p>
<p>-4. 特定の事業者が行う航海用レーダー、電子プロッタング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。)及び航海情報記録装置(以下「航海用レーダー等」と略す。)の装備・整備に係る検査</p> <p>管海官庁から附属書 H-4.の規定に基づき証明書の交付を受けた航海用レーダー等の装備工事及び整備を行いう特定の事業場の証明中別記 5-4.に規定される社内装備・整備基準により装備又は整備された航海用レーダー等(自動浮揚容器が装備又は整備されるものについては、附属書 H-4.の規定に基づき証明を受けた事業者であつて附属書 H-5.の規定に基づき証明を受けた事業者から整備</p>	<p>管海官庁から附属書 H-4.の規定に基づき証明を受けたサービス・ステーションにおいて、附属書 H-4.GMDSS 設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明中別記 4-5.に規定される社内整備基準により整備された GMDSS 設備については、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から、整備された GMDSS 設備が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、別途定める B 編及び C 編に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 カ月以内に行われた場合に適用する。</p> <p>-4. 特定の事業者が行う航海用レーダー、電子プロッタング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(船舶自動識別装置に接続された衛星航法装置を含む。)及び航海情報記録装置(以下「航海用レーダー等」と略す。)の装備・整備に係る検査</p> <p>管海官庁から附属書 H-5.の規定に基づき証明を受けた事業者において、附属書 H-5.航海用レーダー等の装備工事及び整備を行いう特定の事業場の証明中別記 5-4.に規定される社内装備・整備基準により装備又は整備された航海用レーダー等(自動浮揚容器が装備又は整備されるものについては、附属書 H-4.の規定に基づき証明を受けた事業者であつて附属書 H-5.の規定に基づき証明を受けた事業者から整備</p>

<p>る場合に限る。)にあつては、当該事業者による整備記録(装備の場合にあっては、装備点検記録を含む。)の内容から、装備又は整備された航海用レーダー等が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、B編及びC編に規定され立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 カ月以内(装備の場合にあっては、30 日以内)に行われた場合に適用する。</p>	<p>の委託を受けた者が整備する場合に限る。)にあつては、当該事業者による整備記録(装備の場合にあっては、装備点検記録を含む。)の内容から、装備又は整備された航海用レーダー等が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、B編及びC編に規定され立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 カ月以内(装備の場合にあっては、30 日以内)に行われた場合に適用する。</p> <p>-5. 特定のサービス・ステーションが行う内燃機関等の解放整備に係る検査</p> <p>管海官庁から附属書H-4の規定に基づき証明書の交付を受けたサービス・ステーションが当該附属書において適用対象としている内燃機関等を整備マニュアルにより解放整備する場合は、船舶検査官が次に掲げる手順で整備状況等を確認することにより、解放検査の立会いを一部省略して差し支えない。</p> <p>ただし、異常な不具合が発生した内燃機関等で原因究明及び再発防止を行う必要があるものについては適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>-6. 特定の救命艇等整備サービス・ステーションが行う救命艇等の整備に係る検査</p> <p>管海官庁から附属書H-4の規定に基づき証明書の交付を受けた特定の救命艇等整備サービス・ステーション又は附属書F22.(決議MSC.402(96))の規定に基づき登録船級協会に承認された整備事業者において、附属書F2(膨脹型及び複合型救助艇に限る。)及び附属書F22.(決議MSC.402(96))に従って整備された救命艇等(B編2.7.13 の救命艇等をいう。)にあつては、当該事業者が発行した声明書及び点検整備記録の内容並びに現状から、整備された救命艇等が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、B編に規定される当該救命艇等の検査(定期検査で実施する救命艇等の離脱装置の作動試験及びワインチのブレーキ試験を除く。)について立会いを省略して差し支えない。なお、この取扱い</p>
---	---

は、当該整備が検査ウインドウ内に行われた場合に適用する。	は、当該整備が検査ウインドウ内に行われた場合に適用する。						
2.1.4 (略)	2.1.4 (略)						
2.2～2.13 (略)	2.2～2.13 (略)						
2.14 機関備品、係船用索及びその他の索、救命設備、消防設備、航海用具等の現状及び数量に関する定期検査(第 1 回定期検査を除く。)又は中間検査(第 3 種中間検査を除く。)の方法。	<p>2.14 機関備品、係船用索及びその他の索、救命設備、消防設備、航海用具等の現状及び数量に関する定期検査(第 1 回定期検査を除く。)又は中間検査(第 3 種中間検査を除く。)の方法。</p> <table border="1"> <tr> <td>①機関備品</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②係船用索及 びその他の索</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③救命設備、航 海用具等</td> <td> <p>(イ) 取りはずさなければ検査できないもののマスト灯、操船信号灯、停泊灯のように取りはずすことが非常に危険な作業となるものであって、現状の確認を船舶の責任ある者又は附属書 H-1 の規定に基づき証明書の交付を受けた船舶電気・ガス工事事業場の技能者の立会で行つたものについては、その旨を証明させ、当該設備の現状及び数量の検査を省略しても差し支えない。</p> <p>(ロ) 取りはずすことなく検査できるものの装備された状態で現状、数量及び配置の検査を行うことを原則とし、受検者においてあらかじめチェックリストのあるものについては、適当な抜取り検査として差し支えない。(有効期間のあるものは記入させる。)</p> <p>(ハ) 所定の整備を行うこととされているもの膨脹式救命いかだ、遭難信号自動発信器等所定の事業場において行うこととされているものについては、整備記録、数量及び配置を検査する。</p> </td> </tr> </table>	①機関備品	(略)	②係船用索及 びその他の索	(略)	③救命設備、航 海用具等	<p>(イ) 取りはずさなければ検査できないもののマスト灯、操船信号灯、停泊灯のように取りはずすことが非常に危険な作業となるものであって、現状の確認を船舶の責任ある者又は附属書 H-1 の規定に基づき証明書の交付を受けた船舶電気・ガス工事事業場の技能者の立会で行つたものについては、その旨を証明させ、当該設備の現状及び数量の検査を省略しても差し支えない。</p> <p>(ロ) 取りはずすことなく検査できるものの装備された状態で現状、数量及び配置の検査を行うことを原則とし、受検者においてあらかじめチェックリストのあるものについては、適当な抜取り検査として差し支えない。(有効期間のあるものは記入させる。)</p> <p>(ハ) 所定の整備を行うこととされているもの膨脹式救命いかだ、遭難信号自動発信器等所定の事業場において行うこととされているものについては、整備記録、数量及び配置を検査する。</p>
①機関備品	(略)						
②係船用索及 びその他の索	(略)						
③救命設備、航 海用具等	<p>(イ) 取りはずさなければ検査できないもののマスト灯、操船信号灯、停泊灯のように取りはずすことが非常に危険な作業となるものであって、現状の確認を船舶の責任ある者又は附属書 H-1 の規定に基づき証明書の交付を受けた船舶電気・ガス工事事業場の技能者の立会で行つたものについては、その旨を証明させ、当該設備の現状及び数量の検査を省略しても差し支えない。</p> <p>(ロ) 取りはずすことなく検査できるものの装備された状態で現状、数量及び配置の検査を行うことを原則とし、受検者においてあらかじめチェックリストのあるものについては、適当な抜取り検査として差し支えない。(有効期間のあるものは記入させる。)</p> <p>(ハ) 所定の整備を行うこととされているもの膨脹式救命いかだ、遭難信号自動発信器等所定の事業場において行うこととされているものについては、整備記録、数量及び配置を検査する。</p>						

○船舶検査の方法 附属書E

改 正 案	現 行	備 考
<p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>4.1 次の物件の性能試験は 1.7 に定めるとところによる。</p> <p>4.1.1～4.1.1 (略)</p> <p>4.2 水先人用はしご</p> <p><u>4.2.1 材料及び構造</u></p> <p>-1. 適当であることを確認する。(設備規程 146-39 参照)</p> <p>-2. -1 に関わらず、JIS F 2615:2006「パイロットラダー」3.材料及び4.構造に適合することを確認することで、-1.の要件を満足することとして差し支えない。</p> <p>-3. 木製部品及びサイドロープに著しい傷、き裂その他の欠陥がないことを確認する。</p> <p><u>4.2.2 性能試験</u></p> <p>JIS F 2615:2006「パイロットラダー」5.承認のための試験の表2(型式試験)のうち以下の各試験を行い、同表の判定基準に適合することを確認する。</p> <p>-1. ステップの曲げ強度 静荷重は、幅 100mm の鉄板などを設置してステップの中心 100mm に等分布荷重を掛けること。</p> <p>-2. ステップ摩擦力</p> <p>-3. ステップ表面の耐久性</p> <p>-4. パイロットラダー及びステップ取付強度 静荷重は、底部ステップのサイドロープ間の全体に等分布荷重を掛けること。ステップは、恒久的なゆがみ又はひびが生じても破損又は割れに含まない。</p> <p>-5. 展開</p>	<p>4. 航海用具</p> <p>4.1 次の物件の性能試験は 1.7 に定めるところによる。</p> <p>4.1.1～4.1.1 (略)</p> <p>4.2 水先人用はしご</p> <p><u>4.2.1 材料及び構造について適当であることを確認する。(設備規程 146-39 参照)</u></p> <p>(新設)</p> <p>4.2.2 木製部品及びサイドロープに著しい傷、き裂その他の欠陥がないことを確認する。</p> <p><u>4.2.2 木製部品及びサイドロープに著しい傷、き裂その他の欠陥がないことを確認する。</u></p> <p>(新設)</p>	(傍線の部分は改正部分)

<p><b>7. 救命設備</b></p> <p>7.1 次の物件の性能試験は、1.7に定めるところによる。</p> <p>-1.～-34. (略)</p> <p><b>7.2 乗込用はしご</b></p> <p><b>7.2.1. 材料及び構造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1. 適当なものであることを確認する。(救命設備規則 47 参照)</li> <li>-2. -1に関わらず、JIS F 2617:2012「船舶及び海洋技術—救命艇用なわばしご」4.材料及び 5.構造の要件に適合していることを確認することで、-1の要件を満足していることとして差し支えない。ただし、サイドロープは、心得 3・2 47.0(b)を満足すること。</li> <li>-3. 木製部品及びサイドロープに著しい傷、き裂その他の欠陥がないことを確認する。</li> </ul> <p><b>7.2.2 性能試験</b></p> <p>JIS F 2617:2012「船舶及び海洋技術—救命艇用なわばしご」16.承認のための試験の表 2(型式試験)のうち以下の各試験を行い、同表の判定基準に適合することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1. ステップの曲げ強度 静荷重は、幅 100mm の鉄板などを設置してステップの中心 100mm に等分布荷重を掛けること。</li> <li>-2. ステップ摩擦力</li> <li>-3. ステップ表面の耐久性</li> <li>-4. なわばしご及びステップの取付け強度 静荷重は、底部ステップのサイドロープ間の全体に等分布荷重を掛けること。 ステップは、恒久的なゆがみ又はひびが生じても破損又は割れに含まれない。</li> <li>-5. 展開</li> </ul>	<p><b>7. 救命設備</b></p> <p>7.1 次の物件の性能試験は、1.7に定めるところによる。</p> <p>-1.～-34. (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>検査の方法明確化</b></p>
---	--

7.3 救命艇揚卸装置(救命設備規則 44 及び 5 から 7 まで参照)	7.2 救命艇揚卸装置(救命設備規則 44 及び 5 から 7 まで参照)
<p><b>7.3.1 プロトタイプ</b></p> <p>1. 荷重試験(救命設備規則 44.1.2 参照)</p> <p>揚卸装置を完全に振り出した状態でウインチを除き、最大使用荷重(本型式で取りつけることができる救命艇で、ぎ装品及び定員(旅客船に搭載するものにあっては 1 人当り 75kg、旅客船以外に搭載するものにあっては 1 人当り 82.5kg)を積載したものに相当する荷重のうち最も重い荷重をいう。以下同じ。)の 2.2 倍の荷重をかける。救命艇の前後方向とつり索で構成される平面内でその平面内の垂直線の前後方向に各約 10 度の円弧をえがくように静かに当該荷重を振り動かす。この試験を船舶直立の場合及び左右げん各 20 度に傾斜した場合の 3 通りについて行う。</p> <p>-2.～-4. (略)</p>	<p><b>7.2.1 プロトタイプ</b></p> <p>1. 荷重試験(救命設備規則 44.1.2 参照)</p> <p>揚卸装置を完全に振り出した状態でウインチ・ブレーキを除き、最大使用荷重(本型式で取りつけることができる救命艇で、ぎ装品及び定員(旅客船に搭載するものにあっては 1 人当り 75kg、旅客船以外に搭載するものにあっては 1 人当り 82.5kg)を積載したものに相当する荷重のうち最も重い荷重をいう。以下同じ。)の 2.2 倍の荷重をかける。救命艇の前後方向とつり索で構成される平面内でその平面内の垂直線の前後方向に各約 10 度の円弧をえがくように静かに当該荷重を振り動かす。この試験を船舶直立の場合及び左右げん各 20 度に傾斜した場合の 3 通りについて行う。</p> <p>-2.～-4. (略)</p>
<p><b>7.3.2 プロトタイプ以外のもの</b></p> <p>1. 荷重試験(救命設備規則 44.1.2 参照)</p> <p>救命艇を完全に振り出した状態と同一の状態で、ウインチ・ブレーキを除き、最大使用荷重(ぎ装品及び定員(旅客船に搭載するものにあっては 1 人当り 75kg、旅客船以外に搭載するものにあっては 1 人当り 82.5kg)を積載した救命艇の重量をいう。以下同じ。)の 2.2 倍の荷重をかけて変形又は損傷のないことを確認する。</p> <p>-2.～-3. (略)</p>	<p><b>7.2.2 プロトタイプ以外のもの</b></p> <p>1. 荷重試験(救命設備規則 44.1.2 参照)</p> <p>救命艇を完全に振り出した状態と同一の状態で、ウインチ・ブレーキを除き、最大使用荷重(ぎ装品及び定員(旅客船に搭載するものにあっては 1 人当り 75kg、旅客船以外に搭載するものにあっては 1 人当り 82.5kg)を積載した救命艇の重量をいう。以下同じ。)の 2.2 倍の荷重をかけて変形又は損傷のないことを確認する。</p> <p>-2.～-3. (略)</p>
<p><b>7.4 救命いかだ進水装置(救命設備規則 45 及び 5 から 7 まで参照)</b></p> <p><b>7.4.1 プロトタイプ</b></p> <p>-1.、-2. (略)</p> <p><b>7.4.2 プロトタイプ以外のもの</b></p> <p>-1.、-2. (略)</p> <p><b>7.5 救助艇揚卸装置(救命設備規則 46-2、5 から 7 まで参照)</b></p> <p><b>7.5.1 プロトタイプ</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>7.3 救命いかだ進水装置(救命設備規則 45 及び 5 から 7 まで参照)</b></p> <p><b>7.3.1 プロトタイプ</b></p> <p>-1.、-2. (略)</p> <p><b>7.3.2 プロトタイプ以外のもの</b></p> <p>-1.、-2. (略)</p> <p><b>7.4 救助艇揚卸装置(救命設備規則 46-2、5 から 7 まで参照)</b></p> <p><b>7.4.1 プロトタイプ</b></p> <p>(略)</p>

7.5.2 プロトタイプ以外のもの (略)	7.6 救命いかだ支援艇進水装置 7.6.1 プロトタイプ 荷重試験	<p>進水装置を完全に振り出した状態で、<u>ウインチ</u>を除き、最大使用荷重(本形式で取り出しえることのできる支援艇で、<u>ウインチ</u>を除き、最大使用荷重(1人当たり75kg)を積載したもの)の重量に相当する荷重のうち最も重い。以下同じ。)の2.2倍の荷重をかける。支援艇の前後方向とつり索で構成される平面内での平面内の垂直線の前後方向に各約10度の円弧をえがくように静かに当該荷重を振動かす。</p> <p>この試験を船舶直立の場合及び左右げん各20度に傾斜した場合の3通りについて行う。</p> <p>-2.～-4. (略)</p>	7.5.1 プロトタイプ 荷重試験	<p>進水装置を完全に振り出した状態で、<u>ウインチ・ブレーキ</u>を除き、最大使用荷重(本形式で取り出しえることのできる支援艇で、<u>ウインチ・ブレーキ</u>を除き、最大使用荷重(1人当たり75kg)を積載したもの)の重量に相当する荷重のうち最も重い荷重をいう。以下同じ。)の2.2倍の荷重をかける。支援艇の前後方向とつり索で構成される平面内での平面内の垂直線の前後方向に各約10度の円弧をえがくように静かに当該荷重を振動かす。</p> <p>この試験を船舶直立の場合及び左右げん各20度に傾斜した場合の3通りについて行う。</p> <p>-2.～-4. (略)</p>
	7.6.2 プロトタイプ以外のもの 荷重試験	<p>支援艇を完全に振りだした状態と同一の状態で、<u>ウインチ</u>を除き、最大使用荷重(ぎ)積載した支援艇の重量をいう。以下同じ。)の2.2倍の荷重をかけて、変形又は損傷のないことを確認する。</p> <p>-2.～-3. (略)</p>	7.5.2 プロトタイプ以外のもの 荷重試験	<p>支援艇を完全に振りだした状態と同一の状態で、<u>ウインチ・ブレーキ</u>を除き、最大使用荷重(ぎ)積載した定員(1人当たり75kg)を積載した支援艇の重量をいう。以下同じ。)の2.2倍の荷重をかけて、変形又は損傷のないことを確認する。</p> <p>-2.～-3. (略)</p>
	8. 消防設備	8. 消防設備		
	8.1 次の物件の性能試験は、1.7に定めるところによる。	8.1 次の物件の性能試験は、1.7に定めるところによる。		
	8.1.1～8.1.5 (略)	8.1.1～8.1.5 (略)	改正漏れ対応	
8.1.6 水噴霧ランス	(新設)	(新設)	同上	
8.1.7 移動式放水モニター	(新設)	(新設)	同上	
8.1.8 機関室局所消火装置	(略)	8.2～8.4 (略)		
	8.2～8.4 (略)	8.2～8.4 (略)		

<p><b>8.5 固定式泡消火装置(消防告示 13 参照)</b></p> <p><u>B 編 1.9.5-1</u> ただしきにより、船上で泡の放出試験を省略する場合の本装置の性能確認は、プロトタイプで泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。この場合において、船上で当該装置の性能を維持するための最低条件(ノズルから放出される泡溶液の混合率、放射率、膨脹率がプロトタイプによる検査の結果、基準を満たしていること)をあわせて確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 泡溶液の混合率：泡を生成する泡溶液(海水と消火液の混合液)中の消火液の体積比率のこと。プロポーションナー(混合器)前後の泡溶液の圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</li> <li>• 泡溶液の放出率：ノズルから放出される泡溶液の体積測度(L/min)のこと。ノズル根元の口径、圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</li> <li>• 泡の膨脹率：泡溶液がノズルから放出後に泡となるが、泡体積の泡溶液(海水と消火液の混合液)に対する比率のこと。ノズル根元の口径、圧力などの条件を満たすことが必要。</li> </ul> <p>※ 主要な構成品(ノズル、原液タンク(混合液タンクを含む。)、プロポーションナー、制御弁等)以外のもの(通常造船所が所掌する配管、兼用する消火ポンプ等)は、陸上の設備等を使用して差し支えない。</p>	<p>(新設)</p> <p>検査の方法明確化</p>
<p><b>8.6 固定式高膨脹泡消火装置(消防告示 14 参照)</b></p> <p><u>B 編 1.9.6-1</u> ただしきにより、船上で泡の放出試験を省略する場合の本装置の性能確認は、プロトタイプにおいて陸上で泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。この場合において、船上で当該装置の性能を維持するための最低条件(ノズルから放出される泡溶液の混合率、放射率、膨脹率がプロトタイプによる検査の結果、基準を満たしていること)をあわせて確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 泡溶液の混合率：泡を生成する泡溶液(海水と消火液の混合液)中の消火液の体積比率のこと。プロポーションナー(混合器)前後の泡溶液の圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</li> <li>• 泡溶液の放出率：ノズルから放出される泡溶液の体積測度(L/min)</li> </ul>	<p>(新設)</p> <p>検査の方法明確化</p>

<p>のこと。ノズル根元の口径、圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</p> <p>・泡の膨脹率：泡溶液がノズルから放出後に泡となるが、泡体積の泡溶液(海水と消火液の混合液)に対する比率のこと。ノズル根元の口径、圧力などの条件を満たすことが必要。</p> <p>※主要な構成品(泡発生機、原液タンク、プロポーションナー、制御弁等)以外のもの(通常造船所が所掌する配管、兼用する消火ポンプ等)は、陸上の設備等を使用して差し支えない。</p>	
<p><b>8.7 固定式甲板泡装置(消防告示 17 参照)</b></p> <p>(新設)</p> <p>B 編 1.9.9-1 ただし書きにより、船上で泡の放出試験を省略する場合の本装置<small>(注)</small>の性能確認は、プロトタイプについて陸上で泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。この場合において、船上で当該装置の性能を維持するための最低条件(ノズルから放出される泡溶液の混合率、放射率、膨脹率がプロトタイプによる検査の結果、基準を満たしていること)をあわせて確かめある。</p> <p>・泡溶液の混合率：泡を生成する泡溶液(海水と消火液の混合液)中の消火液の体積比率のこと。プロポーションナー(混合器)前後の泡溶液の圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</p> <p>・泡溶液の放出率：ノズルから放出される泡溶液の体積測度(L/min)のこと。ノズル根元の口径、圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</p> <p>・泡の膨脹率：泡溶液がノズルから放出後に泡となるが、泡体積の泡溶液(海水と消火液の混合液)に対する比率のこと。ノズル根元の口径、圧力などの条件を満たすことが必要。</p> <p>※主要な構成品(モニター、持運び式発泡ノズル、原液タンク、プロポーションナー、制御弁等)以外のもの(通常造船所が所掌する配管、兼用する消火ポンプ等)は、陸上の設備等を使用して差し支えない。</p>	
<p><b>8.8 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置(消防告示 17-2 参照)</b></p> <p>B 編 1.9.10-1 ただし書きにより、船上で泡の放出試験を省略する場合</p> <p>(新設)</p> <p>検査の方法明</p>	

<p>の本装置(注)の性能確認は、プロトタイプについて陸上で泡の放出試験を行い、その効力を確かめる。この場合において、船上で当該装置の性能を維持するための最低条件(ノズルから放出される泡溶液の混合率、放射率、膨脹率がプロトタイプによる検査の結果、基準を満たしていることをあわせて確かめる)。</p> <p>また、リール式の保形ホースは、プロトタイプについて別紙 1「ホースリール式の泡消火装置の承認試験基準」中 II 性能試験の 1. 耐圧試験及び 2. 放射試験によりその効力を確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 泡溶液の混合率: 泡を生成する泡溶液(海水と消防液の混合液)中の消防液の体積比率のこと。プロポーションナー(混合器)前後の泡溶液の圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</li> <li>• 泡溶液の放出率: ノズルから放出される泡溶液の体積測度(L/min)のこと。ノズル根元の口径、圧力、流量などの条件を満たすことが必要。</li> <li>• 泡の膨脹率: 泡溶液がノズルから放出後に泡となるが、泡体積の泡溶液(海水と消防液の混合液)に対する比率のこと。ノズル根元の口径、圧力などの条件を満たすことが必要。</li> </ul> <p>※ 主要な構成品(モニター、持運び式発泡ノズル及び保形ホース、原液タンク、プロポーションナー、制御弁等)以外のもの(通常造船所が所掌する配管、兼用する消防ポンプ等)は、陸上の設備等を使用して差し支えない。</p>	<p>8.9 固定式泡消火装置に使用する泡原液</p> <p>船舶検査心得 3-3・2 附属書[2-1]「固定式泡消火装置又は固定式甲板泡装置に使用する泡原液(耐炭化水素系可燃性液体)の要件」、附属書[2-2]「固定式泡消火装置又は固定式甲板泡装置に使用する泡原液(耐アルコール)の要件」、附属書[2-3]「固定式泡消火装置又は固定式甲板泡装置に使用する泡原液(両用)の要件」又は附属書[2-5]「MSC.1/Circ.1312 に基づく固定式泡消火装置に使用される泡原液の要件」に適合することを確認する。</p>	<p>8.5 固定式あわ泡消火装置に使用するあわ原液</p> <p>船舶検査心得の要件に適合することを確認する。</p>
<p>8.10 固定式高膨脹泡消火装置に使用する泡原液</p>	<p>8.6 固定式高膨脹泡消火装置に使用するあわ原液</p>	<p>誤記訂正</p>

	船舶検査心得の要件に適合することを確認する。
8.11 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置に使用する泡原液の要件」又は「附属書[2-6] MSC.1/Circ.670 に基づく固定式高膨脹泡消火装置に使用する泡原液の要件」に適合することを確認する。	船舶検査心得の要件に適合することを確認する。
8.12 持運び式泡放射器(消防告示 29 参照) プロトタイプについて泡の放出試験を行う。	<p>8.7 持運び式あわ放射器(消防告示 29 参照) プロトタイプについて泡の放出試験を行う。</p> <p>8.8 固定式粉末消火装置</p> <p>8.8.1 イナート・ガスを貯蔵する圧力容器及び起動用ガス容器の弁は、耐圧試験及び気密試験を行う。</p> <p>8.8.2 貯蔵容器及びこれに付属する逃し弁は、それぞれ機関規則に定める第 2 種圧力容器に関する試験及び効力試験を行う。</p> <p>8.8.3 イナート・ガス及び起動用ガスの配管並びに粉末消火剤移送管の選択弁までの固定配管は、機関規則に定める 1 類管に関する試験を行う。調整弁から消火剤貯蔵容器までの配管の最高使用圧力は、貯蔵容器の最高使用圧力に相当する圧力とする。</p> <p>8.8.4 モニター及び消防ホースについては、次の圧力試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1. 鑄物の部分は、最高使用圧力(上記 8.13.3 の圧力をいう。以下同じ。)の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験を行う。</li> <li>-2. 上記-1.の鑄物以外の部分は、最高使用圧力以上の圧力で気密試験を行う。</li> </ul> <p>8.8.5 作動試験を行い放出量、放出時間及び放出距離を確認する。</p> <p>ただし、同一設計の装置で配管の異なるものについては、試験成績書、配管計算書等の資料によりその性能が十分であると確認できる場合は省略することができる。この場合は、検査測度課長に伺い出ること。</p>
8.13 固定式粉末消火装置	
8.13.1 イナート・ガスを貯蔵する圧力容器及び起動用ガス容器の弁は、耐圧試験及び気密試験を行う。	
8.13.2 貯蔵容器及びこれに付属する逃し弁は、それぞれ機関規則に定める第 2 種圧力容器に関する試験及び効力試験を行う。	
8.13.3 イナート・ガス及び起動用ガスの配管並びに粉末消火剤移送管の選択弁までの固定配管は、機関規則に定める 1 類管に関する試験を行う。調整弁から消火剤貯蔵容器までの配管の最高使用圧力は、貯蔵容器の最高使用圧力に相当する圧力とする。	
8.13.4 モニター及び消防ホースについては、次の圧力試験を行う。	
-1. 鑄物の部分は、最高使用圧力(上記 8.13.3 の圧力をいう。以下同じ。)の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験を行う。	
-2. 上記-1.の鑄物以外の部分は、最高使用圧力以上の圧力で気密試験を行う。	
8.13.5 作動試験を行い放出量、放出時間及び放出距離を確認する。	
ただし、同一設計の装置で配管の異なるものについては、試験成績書、配管計算書等の資料によりその性能が十分であると確認できる場合は省略することができる。この場合は、検査測度課長に伺い出ること。	

8.14 ホースリール式の泡消火装置 プロトタイプについて別紙1 ホースリール式の泡消火装置の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) SOLAS 附属書改正対応
8.15 煙管式火災探知装置 プロトタイプについて別紙2 煙管式火災探知装置の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) H23 国海查389取り込み
8.16 固定式炭化水素ガス検知装置 プロトタイプについて別紙3 固定式炭化水素ガス検知装置の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) H23 国海查389取り込み
8.17 火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置を除く。) プロトタイプについて別紙4 位置識別機能付火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置を除く。)の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) H24国海查57取り込み
8.18 位置識別機能付火災探知装置 プロトタイプについて別紙5 位置識別機能付火災探知装置の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) H24国海查57取り込み
8.19 煙探知器 プロトタイプについて別紙6 煙探知器の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) H24国海查57取り込み
8.20 热探知器 プロトタイプについて別紙7 热探知器の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) H24国海查57取り込み
8.21 固定式火災探知警報装置(キャビンノバルコニー用) プロトタイプについて別紙8 固定式火災探知警報装置(キャビンノバルコニー用)の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) H24国海查57取り込み
8.22 炎探知器 プロトタイプについて別紙9 炎探知器の承認試験基準に適合していることを確認する。	(新設) R1国海查268取り込み

**附 則**  
この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和2年12月8日から施行する。